

I - 1 木簡の内容と型式

木簡の内容 木簡はその記載内容によって、1文書、2付札、3その他に分類される。1はさらに、①狭義の文書と②広義の文書に細分される。①は授受関係が明らかなもので、ある官司や官人から他の官司・官人などに出したものである。すなわち官司・官人間の指示文書や上申文書、連絡文書などである。公式令には符・解・移・牒などの文書様式が規定されているが、木簡にもそれらの用語が見られる。それに対し②は授受関係が明確でなく、他の官司・官人に出したとは限らない記録・帳簿あるいは伝票の類の木簡である。

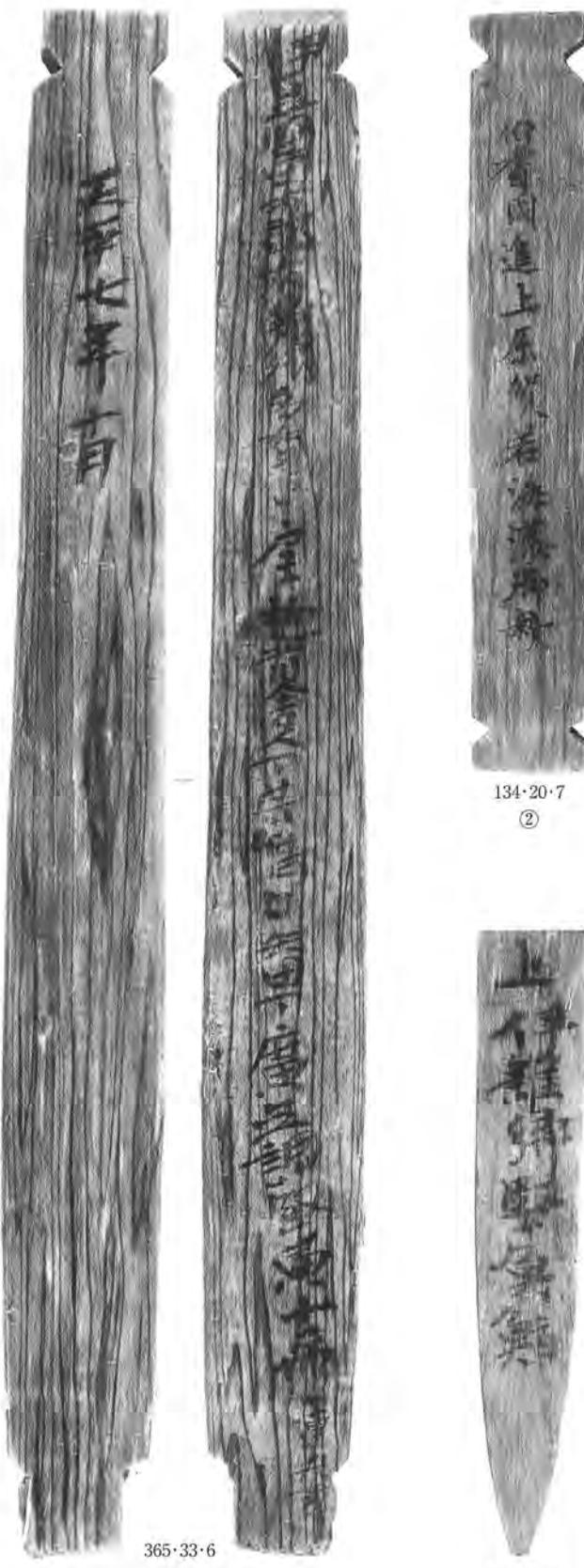
次に2付札は、物と一緒に機能を發揮する木簡で、①貢進物付札と②整理保管用付札がある。前者は送る荷物に付けたもので、古代の場合その大半は、税である貢進物の荷札である。そこには税負担者の属する国郡里（郷）名と本人の姓名、税目、物品名とその量、そして年月日を記載するが、これらの項目のすべてが記されるとは限らない。宛先は自明のことだから記載しない。荷札は当然のことだが、物と一緒に移動する。それに対し②整理保管用付札は、物品を倉庫などに保管する際に、その内容がわかるように容器や外装に付けるものであって、移動はしない。

最後に3その他は、1・2に含まれない多様なもので、落書や習書、あるいは呪符（呪いの札）などがある。

木簡の型式 さて木簡の型式については、短冊形を基本に、それに切り込みをつけたり、下端を尖らせたりしているものがあり、それらの特徴によって型式分類されている。そして先の内容分類との対応関係を見ると、1文書木簡は基本的に短冊形であり、2の付札には上端に切り込みのあるものが多く、下端についてはやはり切り込みを付けたり、尖らせたりするものもある。切り込みは木簡に紐をかけたいに、それが抜けないようにつけたものであり、尖らせるのは、荷の俵や、荷に巻いた縄の間に差し込むためであろう。

なお木簡の大きさに特に規格はない。中国・漢代の木簡（竹簡）では、長さ1尺（約23cm）のものが基本で、1尺1寸は皇帝の詔、2尺のものは檄（軍の命令）などの規格があった。日本にはそうした規格はないが、自ずから長さ20～30cm、幅2～4cmほどのものが多い。ただ郡（司）の指示を伝える郡（司）符木簡には、長さ60cm前後の例がいくつもあり、2尺が基準になっていたとの見方もある。また荷札では、伊豆や駿河が特に大型の木簡を用いるなど、国によってある程度の基準があったようである。

（館野和己）



①伊豆国からの調の荷札（3/5）
②伯耆国からの貢の荷札（4/5）
③志摩国からの荷札（4/5）

（いずれも平城京左京二坊の二条大路上から出土した
「二条大路木簡」中のもの）（数字は木簡寸法 mm）

写真1 付札木簡



①伝票木簡

(平城京左京三条二坊にあった長屋王邸跡から出土した
「長屋王家木簡」中のもの。米の支給を示す。) (原寸大)

②冰頭の付札（「二条大路木簡」）(原寸大)

③餉の付札（「二条大路木簡」）(原寸大)

④削屑（「長屋王家木簡」）

⑤削屑（「長屋王家木簡」） (数字は木簡寸法 mm)

249・(31)・13

人を呼び出すのに用いられた召文の木簡
（「二条大路木簡」）(4/5)

写真2 木簡の型式

写真3 文書木簡

I - 2 木簡の書風と書式

木簡の書風 時代により木簡の文字の書風は変化していく。なにより7世紀の文字は読みにくい。古い書体で書かれているからである。7世紀の木簡の文字には、隸書の影響で丸みを帯びたり、右下がりの字画（磔法）を強調するものが多い。木簡以外では、聖徳太子真筆と伝えられる『法華義疏』がある。軽快な筆の運びで書かれたその文字については、唐以前の六朝、あるいはその伝統を受けた隋代の書風との類似が指摘されているところである。このように7世紀の文字には、同時代の初唐より古い六朝風の文字が広く見られる。

それに対し8世紀の木簡になると、先の特徴は次第に消え、楷書風になり、右に払う字画で、しっかりと筆をおろした後、力を抜いて伸ばす三過折も見られるようになっていくが、それは初唐期の書風の特徴である。特に国衙で書いた贊などの荷札木簡にそうした書風が明確に現れる。

したがって木簡の文字の書風を観察すれば、ある程度その時期を推定することができる。また「部」字は旁だけで表記することが多いが、7世紀には「ア」に、8世紀には「マ」に近い字体を取っており、時期判断の目安になる。

木簡の書式 次に書式については、公式令には下達文書としての符、上申文書としての解・牒、平行文書としての移などの書式が規定されており、木簡にもそれらが見られる。もっともすべての文書木簡にこれらの用語・書式が用いられたわけではなく、内容から下達か上申かなどを判断しなければならないものも多い。

この書式が整備されるのは大宝令であったから、7世紀では前記のような用語で木簡に現れるのは、牒のみである。また7世紀の上申文書には、「○○前白（申・日）」という特徴的な書式が用いられる。

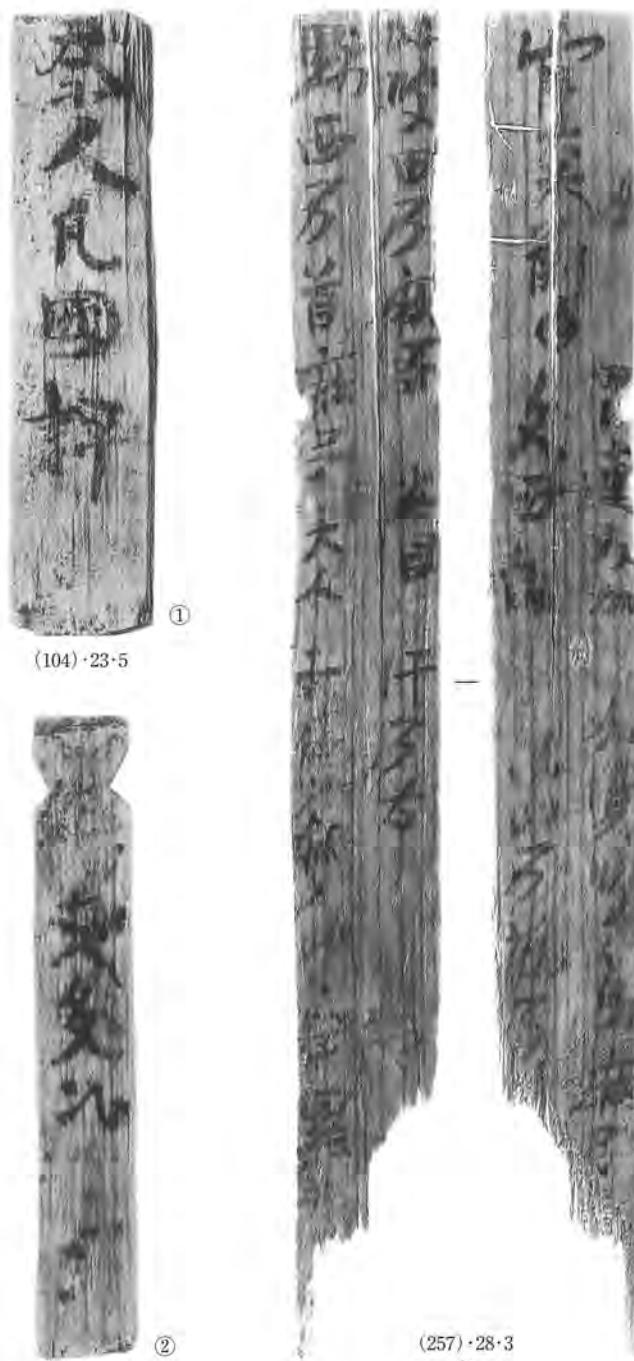
都城のみならず地方官衙でも上にあげた書式は用いられたから、それは官衙の性格を推定する手がかりとなる。すなわち地方行政組織である国-郡-里（郷）の間には統属関係があるから、「某郡（司）解」という木簡の宛先は国衙であるし、「某郡（司）符」木簡は同郡に属する里（郷）に出されたものである。さらに同一国内諸郡に関係する木簡が出土すれば、そこは国衙関係遺跡であることが推測できるし、同様に同一郡内諸里（郷）関係の木簡が出土すれば、郡家関係遺跡ということになる。

さらに官衙・官人間で文書のやりとりを行う際に、それを途中で開けられないように封緘するための木簡（封緘木簡）がある。それは下端を羽子板の柄のように細め、上半部に紐を掛ける切り込みを入れたもので、同形の2枚を用

いるか、1枚の上半部を表裏に裂いて、その間に文書を挟み、紐を掛けた上から「封」となどと書いた。これには宛先が書かれたものがあり、遺構の性格を判断する際のかぎとなる。

（館野和己）

〔参考文献〕東野治之『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、1977年。同『日本古代木簡の研究』塙書房、1983年。



①② 7世紀中頃の木簡（難波宮跡出土）(4/5)
③ 7世紀後半の文書木簡（「官大夫前白」で始まる
上申文書）（奈良県飛鳥池遺跡出土）(7/10)
(数字は木簡寸法 mm)

写真1 7世紀の木簡



下総国からの贊の荷札
(平城宮跡出土) (原寸大)

(313)-34-4

①

- ①国符木簡（更埴郡司等にあてた信濃國司の符）（長野県屋代遺跡群出土）(7/10)
- ②郡符木簡（春部里長等にあてた丹波國氷上郡司の符）（兵庫県山垣遺跡出土）(1/3)
- ③封緘木簡（「長屋王家木簡」）(3/5) (数字は木簡寸法 mm)

写真2 8世紀の木簡

写真3 木簡の書式

I - 3 木簡の製作と廃棄

木簡の調査・研究は単にその文字に注意するだけでなく、それが製作されてから使用され、そして廃棄されるまでの全過程を視野に入れる必要がある。

木簡の製作 木簡を製作するには1枚1枚作る場合と、同形のものを複数枚まとめて作る場合とがあった。後者はまず一定の長さと厚さをもった直方体の板を作る。板の長さと厚さは、それぞれ作るべき木簡の長さと幅になるようにしておく。そしてその板を一定の厚さで裂いていけば、同形の木簡が次々にできていくことになる。あるいは一定の幅と厚さの長い板を、しかるべき長さで切っていっても、複数の木簡を作ることができる。こうしてできた素材に、さらに表面を平滑にするために削ったり、切り込みをつけたり、下端を尖らせたり、頭部を圭頭状にしたりといった、さまざまな加工を加えて木簡はできあがった。

いずれにしてもこれらの切る、裂く、削るといった作業には刀子を用いた。なお切る場合には、刀子で完全に切断する場合と、ある程度刃を入れて折る場合（切り折り）とがある。木簡を仔細に観察すれば、こうした刀子の痕跡を見ることができるとし、切断か切り折りか、あるいは切り込みの入れ方といった作業には、製作者の癖が現れるから、製作者の同定が可能な場合がある。長岡京太政官厨家跡から出土した、官人の飯を請求する木簡では、その製作技法と記載者の間に相関関係が認められ、製作者と記載者が同一であることが指摘されている。

木簡の廃棄 木簡はその使用目的が達成された後には廃棄された。使用から廃棄までの期間は木簡によって長短があり、平城宮に貢進された税物の荷札は、税物が消費されるまで荷に付けられたままで、最長で30年後に廃棄されたものもある。文書木簡は比較的短いが、先の長岡京太政官厨家の請飯文書では、1年間の保管が想定されている。

木簡を廃棄する場合、そのまま捨てることもあるが、何らかの手を加えることもある。もっとも簡単な場合は手で折るが、さらに刃を加えて2片ないしそれ以上に、切り折りしたり切ったり、縦に裂いたりすることもある。また切る時に記載内容を考慮して、文の切れ目に刃を入れているものもある。いずれも再利用を防ぐためである。

さらに短冊形で上端近くの横から孔を貫通させる、官人の考課・選叙に用いる木簡（015型式木簡）の場合、表面を削って繰り返し使用するから、いずれ孔が表面に出てきて、それ以上の使用が不可能になる。こうした木簡には、孔から下方に向かって刃を入れ剥いでいるものがある。これは015型式木簡に特有の廃棄の手法である。（館野和己）

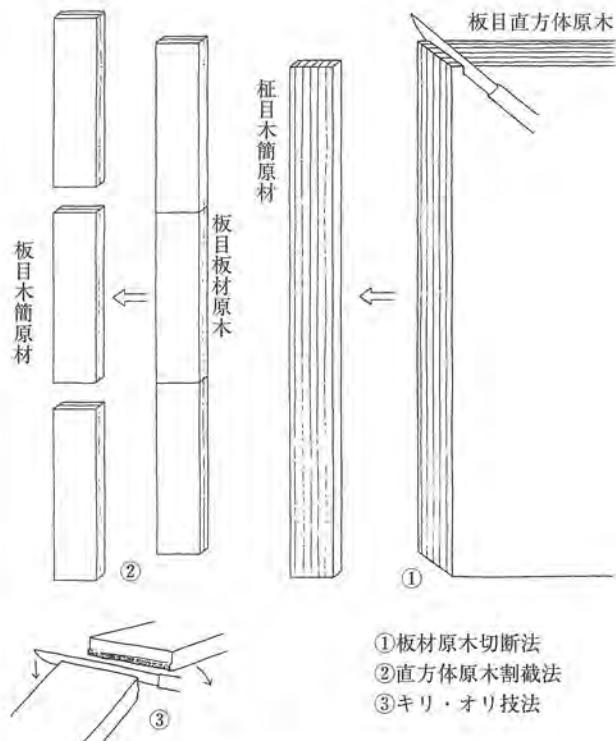


図1 木簡の製作技法



長岡京太政官厨家跡出土 (7/10) (数字は木簡寸法 mm)

写真1 秦安麻呂（万呂）によって作られた木簡

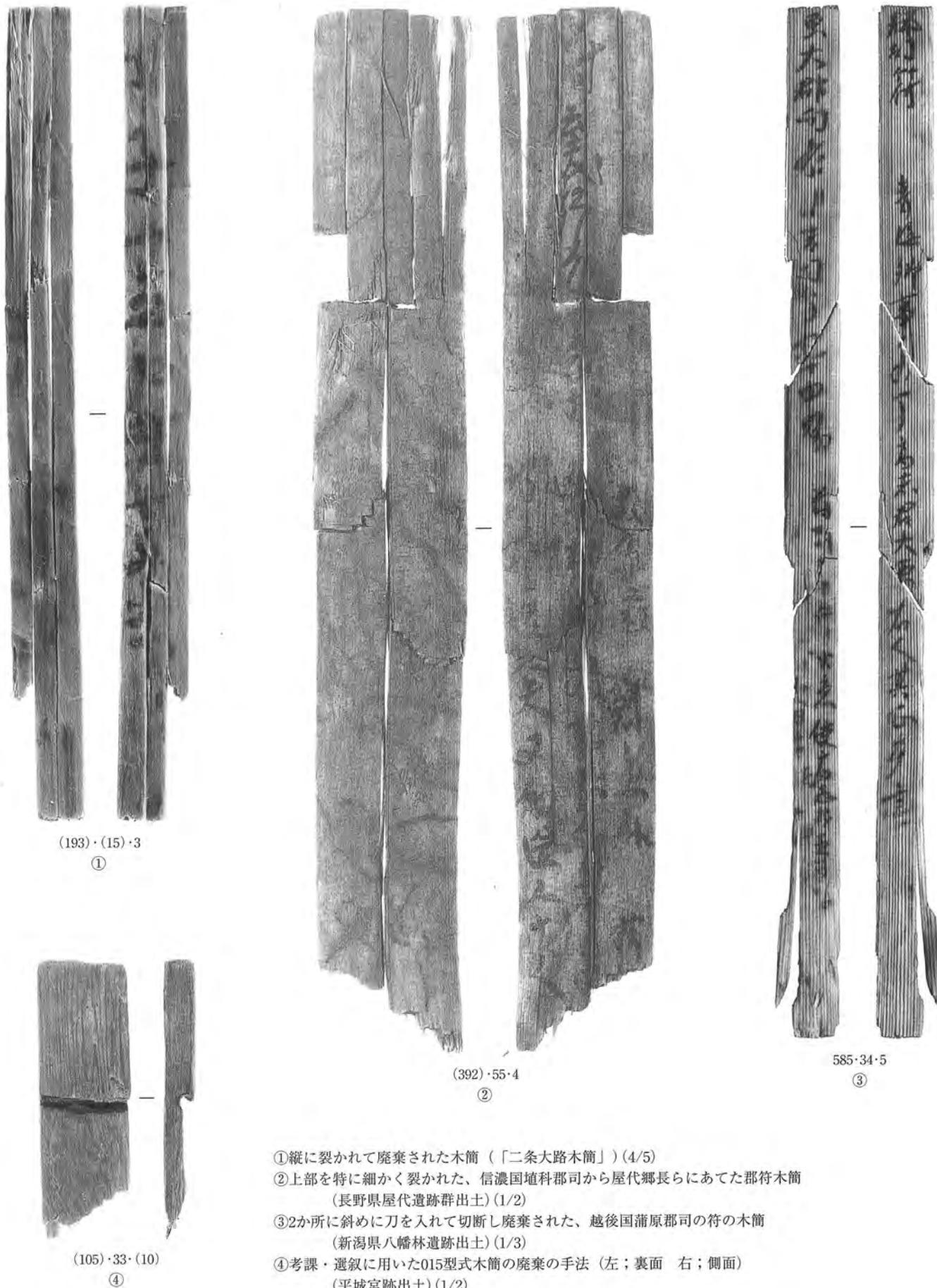


写真2 木簡の廃棄手法

I - 4 墨書土器・刻書土器

墨書土器の定義 焼き物に筆、墨を用いて文字・記号・絵等を書いたものの総称である。漆を使って書いた例も知られるが、これは漆書き土器として区別する。墨書土器には、他の人あるいは神仏に何らかの伝達を意図して記されたものと伝達を目的としないものがある。後者には習書や手慰みの落書きがある。

墨書を書いた階層 墨書土器は都城や地方官衙跡、寺院跡の他、集落跡からも出土する。集落跡出土墨書土器については別に項目を設けるが、当時の一般民衆にとっては、墨・筆・硯、文字は無縁のものであり、墨書土器は、文字を使って執務する人達、役人・僧侶によって書かれたことは間違いない。

墨書土器の出現期 4世紀前半の土器に記され、「田」と判読され、日本最古の墨書土器と話題を呼んだ三重県嬉野町片山遺跡出土資料については、墨か否か、文字か否かといった論議があり、決着をみていない。これを別にすれば、今のところ墨書土器の初源は、7世紀中頃であり、飛鳥地域の坂田寺跡から漆書きの「大」とともに「金」「正」と記す墨書土器が出土している。しかし、墨書土器は飛鳥に都があった時代には、極めて少なく、藤原宮期直前期から次第に量を増す。

宮都の墨書土器の特質 平城宮出土墨書土器について検討しよう。

[墨書される土器の種類と器種] 第167次調査までに出土した宮の墨書土器総数は1805点で、うち須恵器は1387点あり、総数の76%を占める。記される器種はほとんどが食膳具であり、須恵器の場合には無蓋杯（杯A）、有蓋杯（杯B）、杯B蓋が大多数を占め、他の食器も含めると1280点（92%）にも達する。土師器の場合も同様に食膳具が圧倒的に多数を占め、食器総数は389点（93%）である（表1）。

[墨書率] 平城宮出土墨書土器は、第167次調査以降の出土分を含めても約2500点にすぎない。宮出土の土器総量は把握していないが、墨書率は1割を超えることはないだろう。まとめた量の土器が出土し、かつ墨書土器も比較的多く出土している遺構の例から墨書率を求めることがある。内裏北方の内膳司推定地の土坑（SK820）の場合には、土器出土総量627点（須恵器189点・土師器438点）のうち、墨書土器は42点（須恵器19点・土師器23点）で墨書率は6.7%である。宮の例ではないが、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪の旧長屋王邸の跡地に設置された宮外官衙（皇后宮職）に関連する濠状土坑（SD5100）の場合には出土土器総個体数3647点（須恵器1855点・土師器1792点）の

うち墨書土器は203点（須恵器145点、71%）で墨書率は5.5%である。今挙げた例は墨書土器の出土量が多い例であり、他の遺構では墨書率はさらに低くなる。

[記載内容] 伝達を意図した墨書土器には、役所名・官職・身分・人名・器名・用途・内容物・数量・容量・紀年・月日・吉祥句・呪句等がある（表2）。

この他に1字のみで意味のわからないものや習書がある。多くは宮内で記されたものであるが、容量を記すものには税物容器として地方から運ばれてきたものもある。

[墨書の記載部位の意味するもの] 器の口縁部に縦位もしくは横位に記すもの、器の蓋の外面に記すもの、壺・甕等の体部や口縁外面に記すものは、伝達の意思表示が明らかで所属帰属（人名・警句）や用途・内容物を表示する。

器の底部外面に記すものは、焼き物本来の機能を優先するもので、次に述べる役所名墨書土器など平城宮墨書土器の大半がこれに属す。

器の内面に記す例は焼き物の機能、食器の機能を放棄したものであり、多くは習書、落書、下書き、硯の下盤、硯蓋、筆先揃えであり、他に動物の餌入れ容器を示す例も知られる。

[役所名墨書土器の意味] 令の規定では宮内省被管の内膳司、大膳職、大炊寮が食料の保管・調製を司ることになっているが、「兵部厨」「兵厨」「民厨」などの墨書土器の発見によって、各省毎にも独自に厨房が置かれていたことが明らかになった（図1）。他の役所名墨書土器には厨の文字はみえないが、それぞれの役所の厨房を意味すると考えられる。

役所名墨書土器に対しては次のような説が出されている。一つは、食事・食物を供給する某役所が他の場所にそれを食器に入れて支給する際に、食器の回収を目的に役所名を墨書したと考える説である⁽¹⁾。もう一つは、役所外で執り行われる恒例行事や臨時の行事に際し、その役所の饗饌であることを示すために記されたと考える説である⁽²⁾。

平城宮において同じ内容の役所名墨書土器がどれほど存在するか検討すると、「大炊所」「内大炊」「大炊」「炊」等の大炊寮関係の墨書土器は、宮内の各所（第22次南・28・29・32・37・70・104・128・139・146・154・165次調査区）から27点出土しているのが最も多い例である。次いで宮内省関係23点、式部省関係17点、兵部省関係10点である。以上が比較的多い例であり、他の役所名墨書土器は10点に満たない。また、食事を司る内膳司や大膳職のごみ捨て穴（SK820・217・219）に一括投棄された土器群には墨書土器は存在するが、役所名を記した食器は見られない。

また、整理番号・備品番号の可能性も考えられる数詞墨書にしても、極めて少ない。こうした点や先に述べた墨書

表1 平城宮出土墨書土器の器種と数量

須恵器器種	点数
杯A	217
杯B	321
杯B蓋	401
杯C	6
皿A	14
皿B	6
皿B蓋	11
皿C	10
皿D	1
皿E	2
椀A	2
高杯	2
杯か皿	287
小計	1280
盤	10
鉢	8
壺E	5
壺G	1
壺K	1
壺L	1
壺N	1
壺	36
壺蓋	6
瓶	1
甕	37
甕C	5
小計	107
合計	1387

表2 平城宮出土墨書土器の記載内容

役所名	宮内省（宮・宮内）、兵部（兵部厨・兵厨）、民部省（民・民厨） 刑部省、神（神祇官）、彈正台、皇后宮職（皇后・宮職）、大膳 職（大膳・膳）、内裏盛所、羹所、藏人所（藏人）、淨清所（淨 人給所、内木工所、修理所、縫物所、子嶋作物所、造酒司（酒・ 酒司）、大炊寮（大炊・炊）、雅樂寮、舍人寮（内舍人・舍人・帶 刀）、主馬、内厩、中衛府、左兵衛府、近衛府、左右衛士（左士・ 右士）
官職・身分	史、目、少祐、少子、大輔、女儒、上人、僧正、案主、直丁
施設・場所	曹司、厨、務所、庁、亭、塩殿・殿、東家、南家、東、西、南、北 宮寺、寺
人名	藤原部王、津守王、物部連安万呂、大伴宿、六人部、三宅、今来、 麻呂、広足、氣刀自・酒女、奈女
器名	杯、清杯、酒杯、瓈器
用途	米、麥、菓、酒、酢、汁、水、氷、烏膏、拘子散、齋食、供養、 鸚鵡鳥杯、鳥杯、研、研盤
数詞・容量	一、二、三、四、五、七、八、九、二十、參拾弌、九合三夕 一升一合
年紀・月日	天応元年、十二月一日
吉祥句 呪句	吉、福、千、万 道、道金、九九／八十一、我君念・道為金（組み合わせ文字）

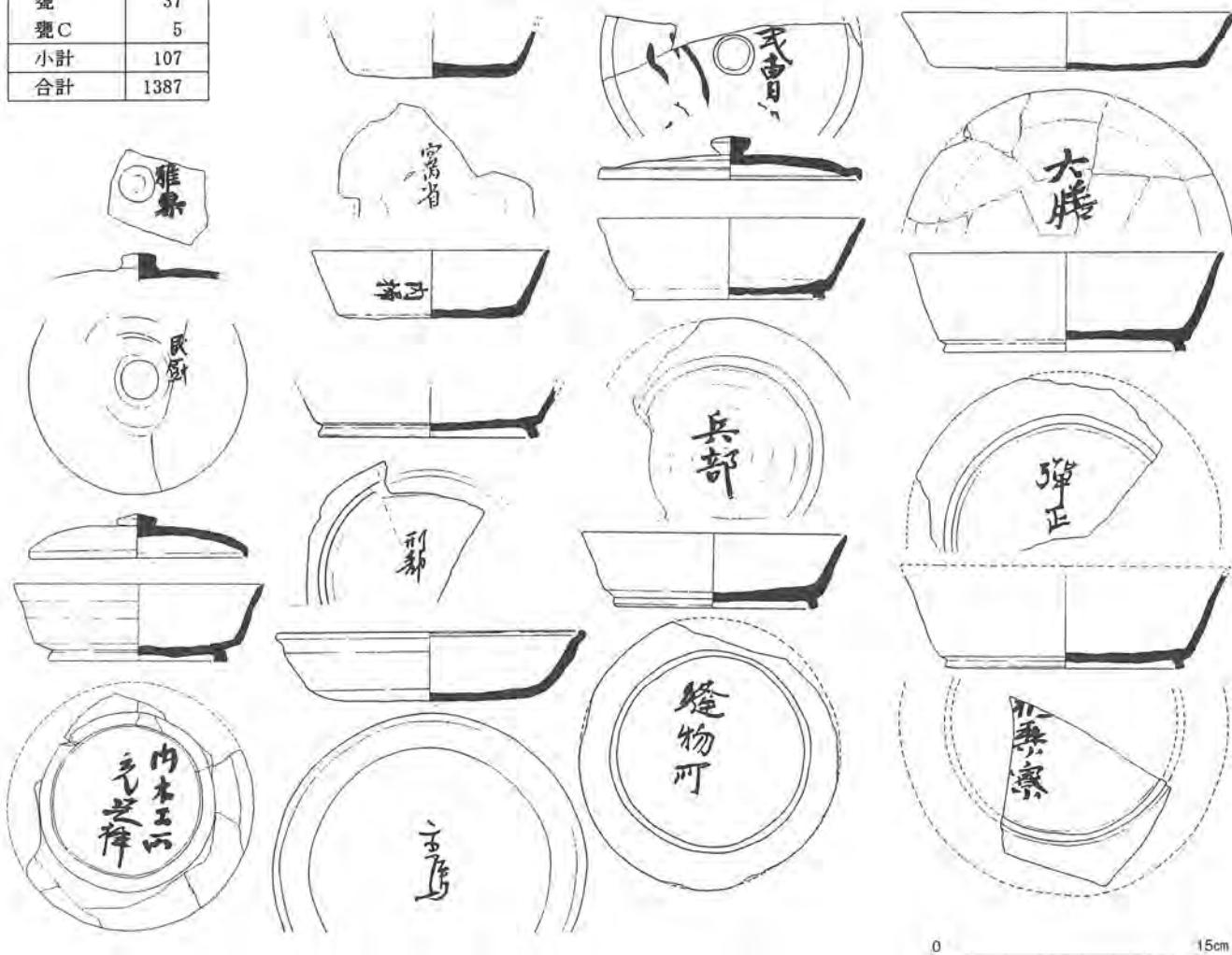


図1 平城宮出土役所名墨書土器

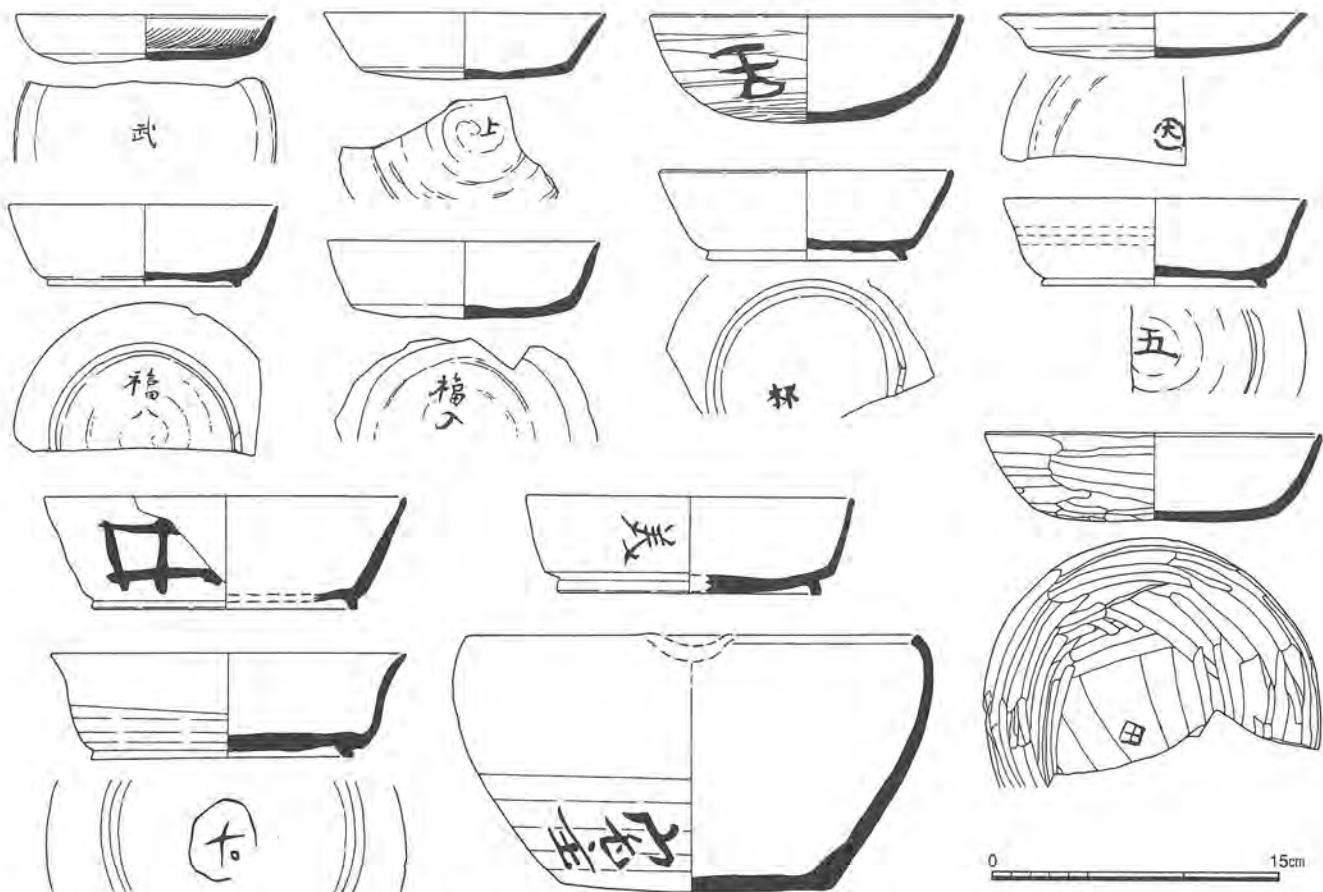


図2 平城京出土墨書き土器（左京八条一坊三坪）

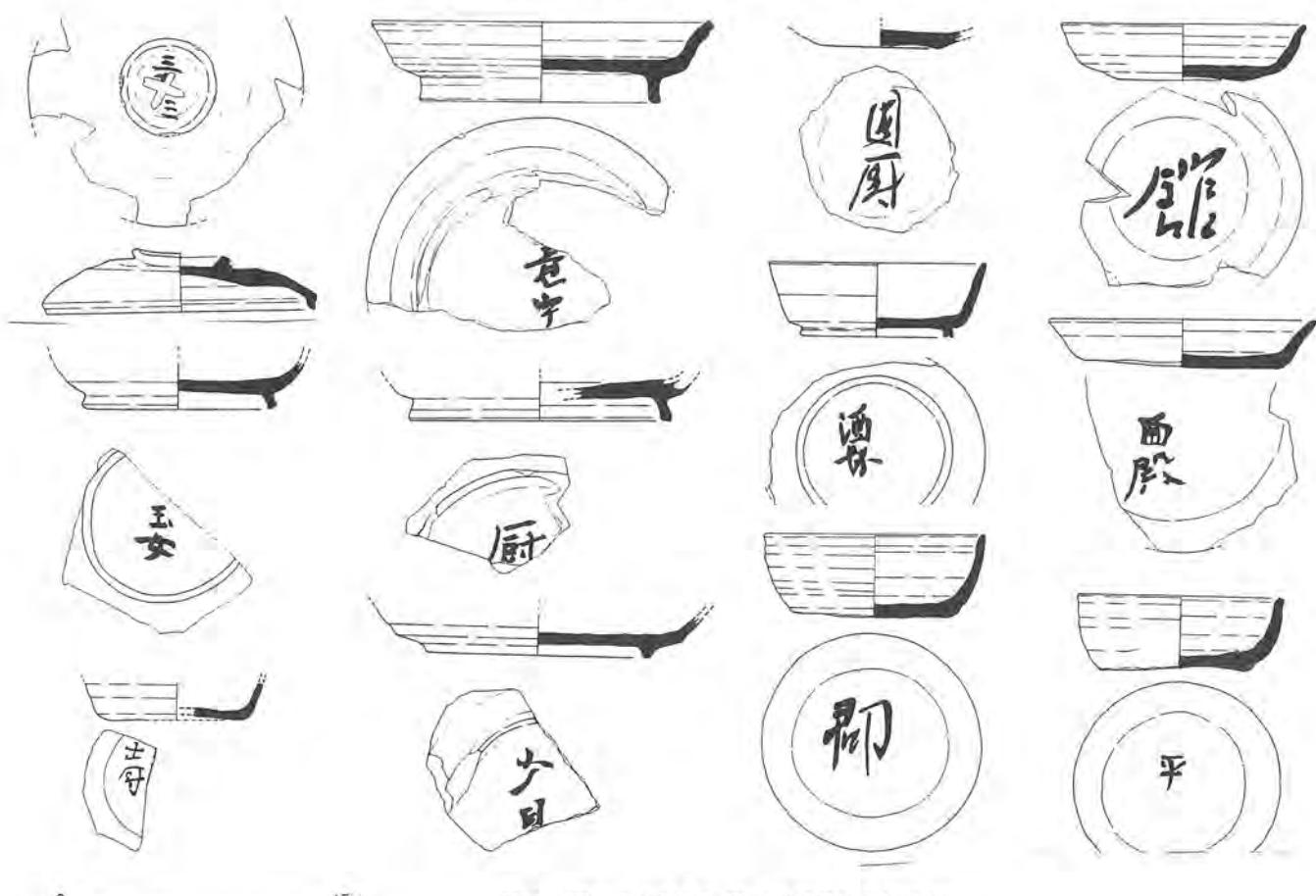


図3 国府出土墨書き土器（島根県出雲国府跡）

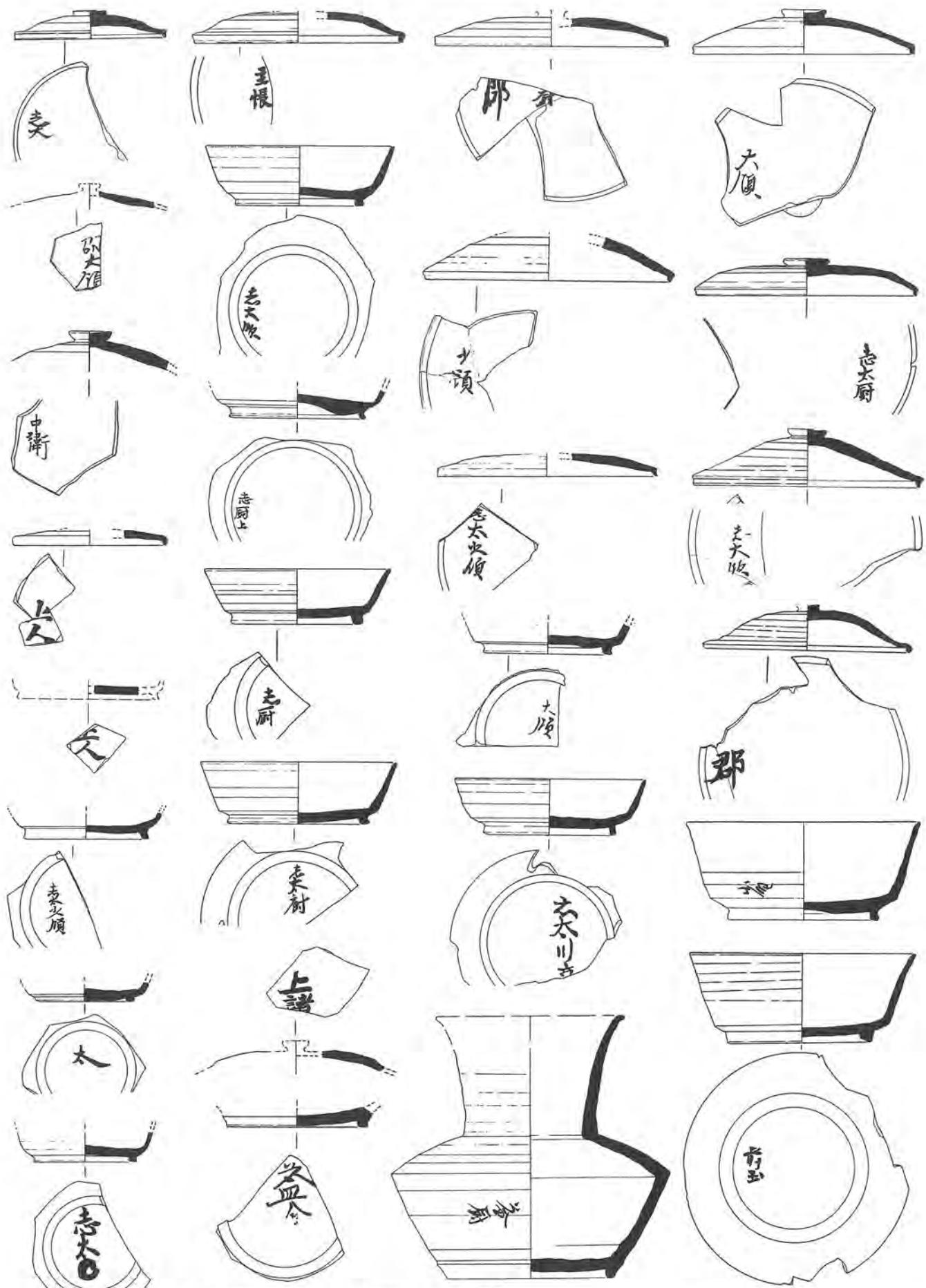


図4 郡衙出土墨書土器（静岡県御子ヶ谷遺跡）

0 15cm

率の低さの点から、当時には役所名や数字を土器に墨書きして役所備品であることを示し管理する方策は執られていなかったとみてよからう。そうすると再び役所名墨書き土器の意味が問題になるが、一つの解釈を提示しておく。墨書きした場所は各役所ではなく、食器を始めとする土器を分配する役所が分配先を示すため幾つかの重ねの単位ごとに記したと考えてみてはいかがであろうか。

〔墨書き土器と役所比定〕 役所名墨書き土器は、役所比定に有効であることは言うまでもない。しかし、これまでの調査で食物・食事を調製する役所（大膳職・大炊寮）の墨書き土器は物とともに宮内各所に運ばれていることが明らかになっていて、その出土を以って役所を比定するのは極めて危険なこともわかっている。

もう一例をあげると、令の規定によれば衛門府が宮城門を、衛門府・衛士府が宮門を、そして兵衛府が閤門を守衛することになっている。衛府・兵衛関係の墨書き土器は宮内ばかりでなく、宮外官衙（皇后宮職、左京三条二坊一・二・七・八坪）、有力貴族邸宅（左京一条三坊十五・十六坪・右京二条三坊二坪等）からも出土していて、衛士達は、天皇・皇后に関連する施設や行幸に際しても付き従ったことが知られる。

その他の役所名墨書き土器は、それほど大きく移動する事ではなく、例えば式部・兵部関連墨書き土器はいずれも区画周辺の溝などから出土していて役所の比定根拠となっている。いずれにしても、役所比定にあたっては、墨書き土器だけでなく、他の遺物、遺構のあり方も考慮して慎重におこなうべきである。

平城京出土墨書き土器の検討 京内では、約1200点の墨書き土器が出土している（図2）。出土量の多い遺構はごみ捨て場となっていた条坊道路側溝で、中でも平城宮の排水機能を持ち、物資の運搬にも使われた東一坊坊間大路西側溝・東二坊坊間大路西側溝・西一坊坊間大路西側溝である。また、東市に連なる運河（東堀川）からも大量に出土している。これらは京住民の生活実態を考えるうえで貴重な資料であるが、宮を含む京内各所から投棄された物であり一括性に欠ける。

宮に近接する坊には、離宮や貴族邸宅や宮外官衙がおかれたが、京出土墨書き土器総量の約6割が、この地域から出土している。この地域の墨書き土器は内容が豊富であり、宮のそれと遜色なく、官名（右兵衛・官厨・大炊）、家政機関名（粥所・厨・菜司・樂司・酒司）、官職名（主帳・少子）、習書墨書き土器が知られている。

京と宮の墨書き土器の相違 宮に比べると京では人名・氏名墨書きと記号墨書きの占める割合が高く、1字墨書きが多く、習書墨書きは少ない。この傾向は、宮を離れるに従って更に

際立つ。総量は多くはないが、宮に比べると神祇・呪句・吉祥句墨書きが多いようであり、「神」「天」「鬼」「供」「淨」「清」「吉」「富」「福栗」「吉年」「千万」、呪符等が知られている。

地方官衙の墨書き土器 都城に比べ墨書き内容はさほど豊富でないが、官職名、人名、施設名、行政区画名、器名、数詞等共通するものがあり、やはり食器の底部外面に記されたものが多い（図3）。地方官衙の墨書き土器の記名目的について、山中敏史氏は、基本的には官衙厨家の食器であることを示すために記したものとする。官衙名墨書き土器（「郡厨」「鹿島厨」・郡名）は、所属、使用目的を、官職名と人名墨書き土器は、使用主体の明示を、厨下部組織（「上厨」「水院」）、館名（「館」「山口館」）に関する墨書き土器については使用場所を表すために記されたもので、すべてに記すのではなく収納・保管の単位毎に記し管理していたとみる⁽³⁾。この他、郡衙出先施設（郷名、館別院墨書き）、前述の厨家下部でも、同様な墨書きによる食器管理行為がなされていた可能性も考えている。

郡衙関係の事例を挙げると、駿河国志太郡の館もしくは郡厨と考えられている静岡県御子ヶ谷遺跡では、総数269点の墨書き土器が出土している（図4）。そのほとんどが、須恵器の有蓋杯とその蓋であり、志太郡の大領を意味する「志大領」「志大」「郡大領」「大領」、「少領」、「主帳」等の官職名、郡の厨を意味する「志太厨」「志厨」、「郡」、そして隣接する益頭郡の厨を意味する「益厨」等の墨書き土器も出土している。なお、御子ヶ谷遺跡に近接する秋合遺跡では、「志大領」の墨書き土器が出土している。

このように他の郡に関わる墨書き土器や郡衙以外の地（国衙・他の郡衙・国分寺等）で郡衙関係の墨書き土器が出土する事例が次第に知られるようになってきている。山中敏史氏は、これに関して、郡衙厨家が司る給食職務、そして給食対象者と深く関わりを持ちながら、様々な供給の場に厨家保管の食器が移動したものと理解できると言う⁽⁴⁾。文献史料、墨書き土器資料から知られる郡による供給場所と供給対象者は以下のようである。郡内の場合には、郡衙（巡回国司・国師、郡司、郡衙勤務の徭丁等、軍毅、郷長、伝馬使、公文通送使者等の旅行者、外国使節、帰還者、帰化人、駅長、駅子）、郡衙支所・館別院・曹司などの郡衙の出先施設、その他の場所、郡外では、国衙（儀式行事に際しての国司・国師への供給）、他郡の郡衙ないし関連施設、郡衙以外の場所などである。

集落出土の墨書き土器の特質 墨書き土器は集落跡からも少なからず出土するが、官衙のそれとは異なる内容を示す（図5・6・7）。平川南氏の研究によると⁽⁵⁾、集落跡出土墨書き土器に使われる文字の種類は極めて限定的で、かつ東日本

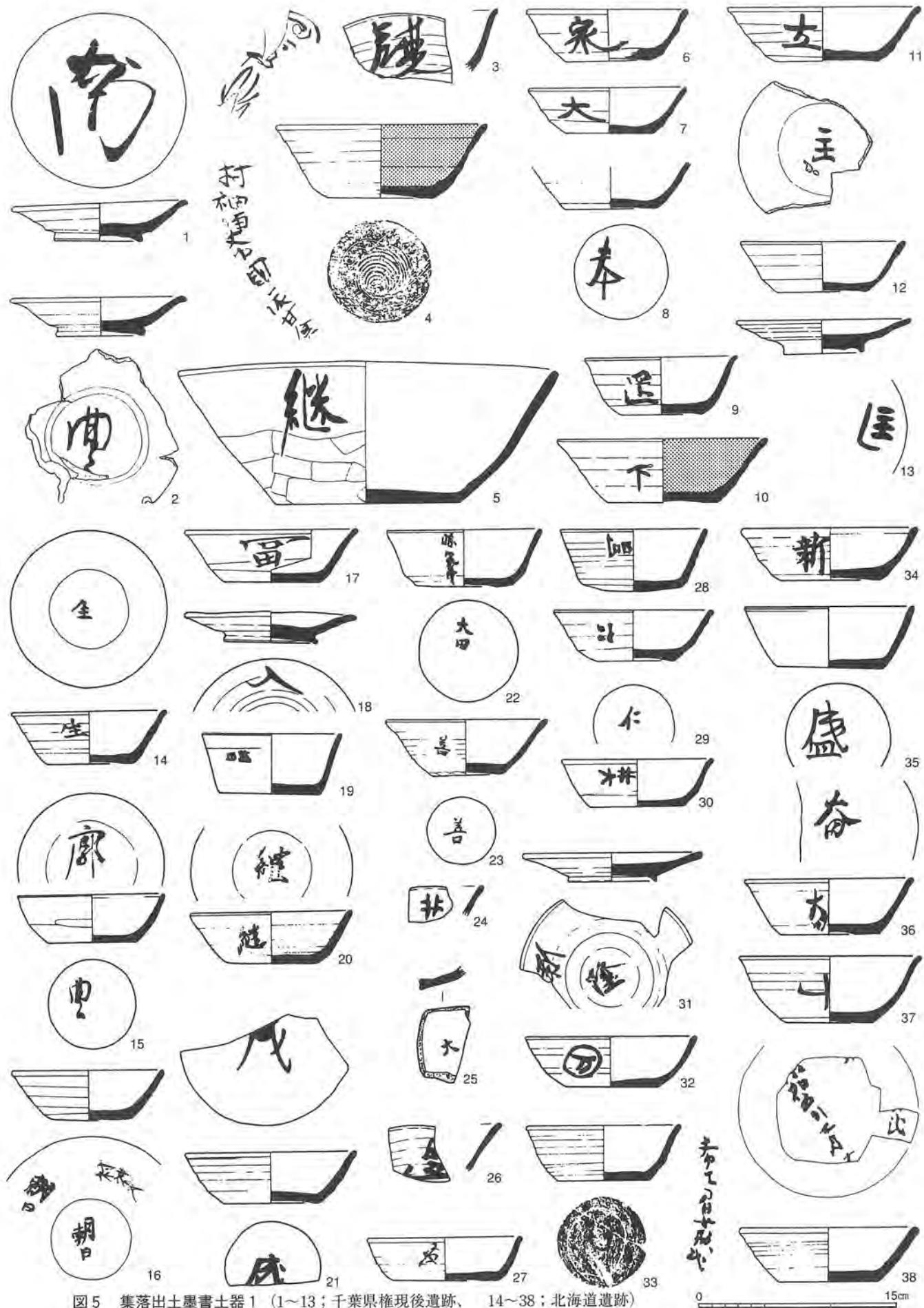


図5 集落出土墨書き土器 1 (1~13; 千葉県橿原後遺跡、 14~38; 北海道遺跡)



図 6 集落出土墨書土器 2 (1~27; 千葉県井戸向遺跡、28~53; 白幡前遺跡)

0

15cm



図7 集落出土墨書き土器3（千葉県白幡前遺跡）

各地の遺跡において共通して用いられ、墨書き字形も類似している。記載される文字の種類は、「富」「吉」「得」「福」「万」等の吉祥語とそれらを組み合わせたものが多い。さらに、本来の字体から変形した字形が広く使われている。また、特定の階層にしか知りえない中国で考案された特殊文字（篆書体、則天文字）やその影響を受けて作られた特殊文字が普及している。こうした点から、集落跡出土墨書き土器は、農民の手によるのではなく、祭祀の際に宗教関係者によって記載されたものと考えられよう。

集落出土の墨書き土器は、器の外面に大きく記載されるのが特徴で、神仏の容器であることを示すためであろう。千葉県では多文字で構成される祭祀関連墨書き土器が出土し、省略形の1字、2字墨書き内容の理解に役立つとともに平川説の妥当性を裏づける。しかし、集落の墨書き土器のすべてが祭祀関連とはみなせず、高島英之氏が指摘するように集団の標識文字等の機能も考えられよう。

刻書き土器 刻書きには製品に刀子や針釘で刻むものと、生産の場で生乾きの状態で籠やその他の器具で刻むものがある。前者は針書き、釘書きとも称され、その行為は墨書きと同様に消費の場でおこなわれるが、紋様風、記号風のものが多く、文字は極めて少なく、そのほとんどが土師器である。後者の場合には須恵器が一般的であり、従前には窯印・窯記号と考えられ、現在では同じ窯を使用する複数の工人集団の製品を区別するために刻されたと考えられている籠記号もその仲間で圧倒的多数を占める。この中には数詞や「井」「大」等、文字と見まごうものもあるが、文字が刻されたものをそれらとは区別して「刻書き土器」あるいは「籠書き土器」と呼ぶ。籠記号は工人の手によって、刻書きは生産を管理する役人の手によって記されるという違いがある（図8）。

刻書き内容 1字のもの、複数の文字からなるもの、文書形式をとるものがある。前二者には、產地名を記すもの（大久=邑久、岡本、盆五十戸、尾山寸、黒見田、美濃、美濃国）と供給先を記すものがある。後者には行政単位（久米評・郡・□郡・加麻又郡・益=益頭郡）、役所名（工政所・内賢所・掠人・新厨=新治郡厨）、人名（廣人・□造覗）、身分（田前主帳・新大領）、その他（寺）等が知られている。前者は、7世紀後半から8世紀前半の時期に限られ、後者は8世紀中頃以降に出現する。

文書形式をとるものには、調納に関わるもの（図8-16）、値段を記すもの「施五升直銭四十文」（陶邑TK313・314号窯）、「大賑布直六十段」、吉祥句「此□□人者 億万富貴日 □ □事在」（鳩山広町B6号窯状遺構）等がある。図8-16は福岡県大野城市牛頸ハセムシ古窯から出土したもので、大甕の頸部外面に賦役令調絹綿規定の公文書形式で、筑紫

国奈珂郡手東里に籍を置く大神得身他二名の正丁が調として大甕1個を和銅6年某月某日に貢納することを記す。また、『延喜式』主計寮式では賑は畿外の場合には正丁3人で1口を貢することになっているが、これとも完全に一致する。律令制下の須恵器調納制の存在と更にその制度が和銅年間まで遡ることを証明する極めて重要な資料である。

この資料と同じ意味内容と考えられる刻書き須恵器が飛鳥石神遺跡と愛知県の窯跡から出土している（図8-11・14・15）。この場合には行政区画表記は、国-評-里、国-評-五十戸となっていて、大宝令施行以前、更に古く天武朝にまで調納制が遡ることが知られる。「サト」の表記が「里」のものには調貢者とみられる人名が記されるが、「五十戸」表記の場合には人名は記されない。これについては、大宝令以前の調や賛の付札木簡にも当てはまり、評-五十戸の行政区画段階には戸籍・計帳の編成が未整備であったことと関連し、人頭税の代わりに「サト」を単位に課税する方式が採られていたのではなかろうか⁽⁶⁾。

（巽 淳一郎）

〔注〕(1) 清水みき・山中章「長岡京跡の墨書き土器」『月刊文化財』362、第一法規、1993年。(2) 平川南「『厨』 墨書き土器論」『山梨県史研究-創刊号-』1993年。(3) (4) 山中敏史「地方官衙と墨書き土器 II -郡衙による食器管理と供給」『研究集会 古代官衙・集落と墨書き土器-墨書き土器の機能と性格をめぐって-』奈文研、2002年。(5) 平川南「墨書き土器とその字形-古代村落における文字の実相」『国立歴史民俗博物館研究報告第35集創立10周年記念論文集』1991年。(6) 巽淳一郎「古代焼物調納制に関する研究」『瓦衣千年 森郁夫先生還暦記念論文集』1999年。

〔参考文献〕奈文研『奈良国立文化財研究所史料第25冊 平城宮出土墨書き土器集成 I』1983年。同『同第31冊 平城宮出土墨書き土器集成 II』1989年。同『同第59冊 平城宮出土墨書き土器集成 II』2003年。

25頁 図8 刻書き土器釈文

- 1 ; □ 2~4 ; 「各」 5 ; 「吉」 6 ; 「久米評」
- 7 ; 「已止次止」別の釈文もある。
- 8 ; □野評 × / □ × / □ × / □□ × / 阿 □田有 / □羅女
- 9 ; 「奉 田 田 米」
- 10 ; 「此者酒人首門□」別の釈文もある。
- 11 ; 「岡本里凡人部-」 12 ; 「美濃」
- 13 ; 「黒見田」 14 ; 「三野国加々牟評□」
- 15 ; 「秦人部佐□ 三野国加□」
- 16 ; 「筑紫前國奈珂郡／手東里大神□身／□□／□ □／并三人／調大賑一僕和銅六□」
- 17 ; 「白田」 18 ; 「寺」 19 ; 「廣人」 20 ; 「由」
- 21 ; 「社邊」 22 ; 「郡」
- 23 ; 「此□□人者 □万富貴日 □ □事在」 24 ; 「新厨」
- 25 ; (底部外面)「山直川繼」 (側面)「民文□・□・□□□」

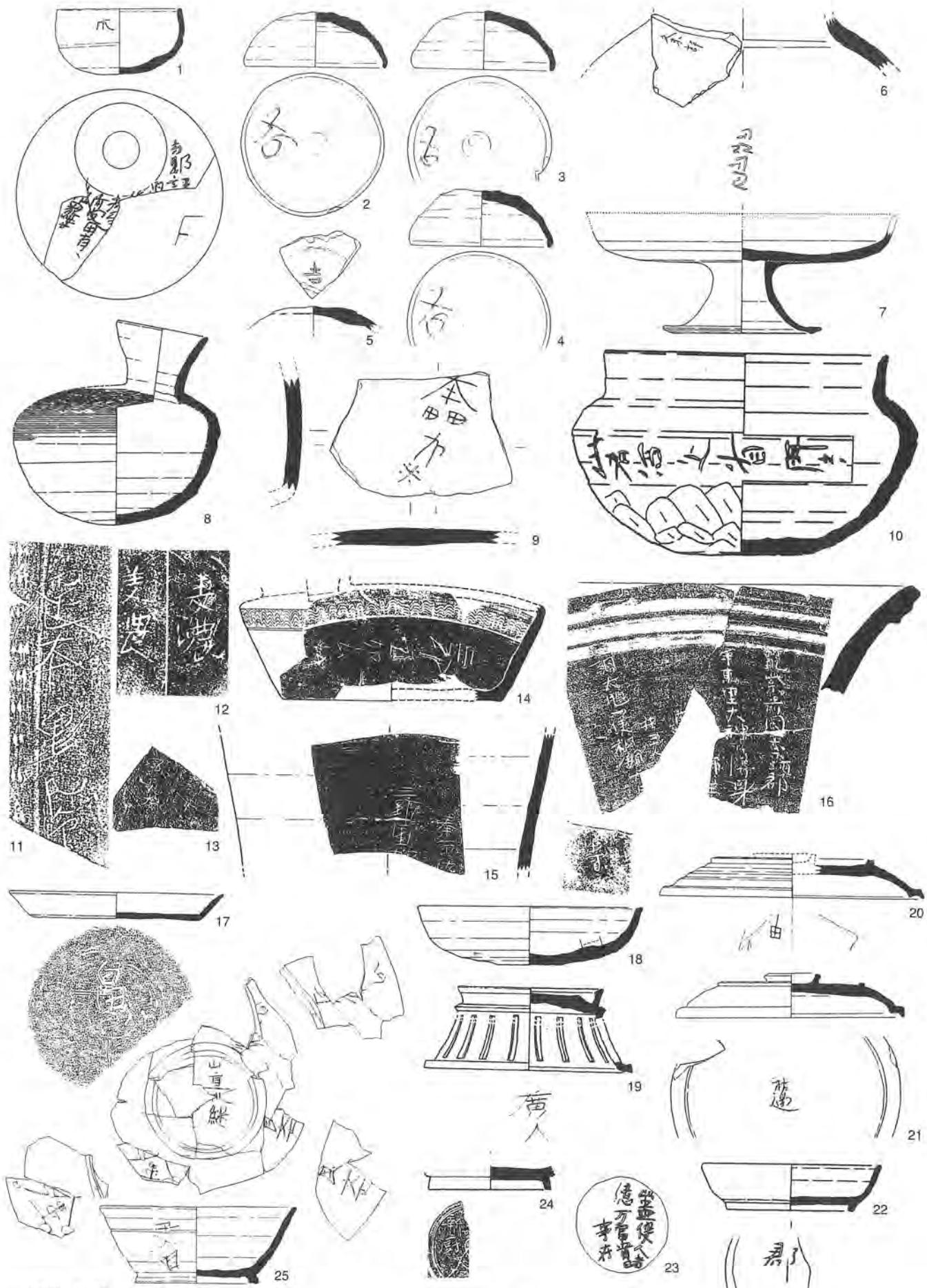


図8 刻書土器

(縮尺 9・10:1/2、他:1/4)

I - 5 漆紙文書

漆のふた紙 通常土中にあれば腐食し残存しない紙の文書が、腐らずに残る場合がある。それが漆紙文書である。漆工房においては、漆液にはこりやゴミがついたり乾燥するのを防ぐため、それを入れた曲物の桶などに紙をかぶせ、漆液に密着させた。次に漆を使う際には、ふた紙をはずし、それについた漆はかきとったうえで廃棄した。その結果、漆液に密着していた部分は漆がしみこみ、長く土中につけても腐食せずに残った。用いられた紙は多くの場合反故文書であり、こうして残った文書が漆紙文書である。反故であるから通常、表裏両面に文字がある。漆紙文書は折り畳まれた状態で出土することが多いが、それは廃棄する時に、漆面を中にして折り畳んだためである。そして容器の平面形は円形であるため、漆紙文書は通常円形を呈する。

残存した漆紙の大きさから、漆容器の大きさは大型（径33cm前後）・中型（22cm前後）・小型（15cm前後）に区別される。大型・中型は貯蔵用、小型は消費の際のとりわけに用いられたと考えられる。したがって漆紙の使用場所も、漆の生産・貯蔵・消費場所などの多様性があったとみられる。さらに漆塗りの場でパレットとして用いた土器に入れた漆のふた紙が、土器に付着したまま出土することもある。

漆紙文書の出土地と文書の種類 漆紙文書はそれが最初に確認された1973年の宮城県多賀城跡以来、とりわけ関東・東北地方における出土例が多い。しかし漆は全国的に使われたから、これまで出土例がない、あるいは少ない地方でも、出土の可能性に十分留意する必要がある。

漆紙文書が出土している遺跡は、宮城県多賀城跡・山王遺跡、岩手県胆沢城跡、秋田県秋田城跡・払田柵跡などの城柵官衙遺跡、栃木県下野国府跡、茨城県常陸国府付属工房の鹿の子C遺跡、武藏国分寺・国分尼寺の付属工房の東京都武藏台遺跡、それに平城京・長岡京跡など、都城や官衙に関係するところが大半であり、そのため漆工房も公的施設が多い。したがってふた紙には、中央官司や国府・郡家などの地方官衙に保管されていた公文書の反故が用いられた。具体的には戸籍・計帳・租帳・出舉帳（様文書）などの他、兵士歴名簿や具注曆・典籍、それに各種の公文書などが見つかっている。

漆紙文書の史料的性格 このように漆紙にいかなる文書が用いられているかを調査することによって、漆工房あるいは漆塗り作業が行われた遺跡の性格解明に大きな手がかりを得ることができる。ただし反故公文書が流通市場に出、それを民間の工房が入手したという可能性にも留意しなければならない。

木簡や墨書土器などの出土文字資料は、それ自体が独自の性格をもつ資料であるのに対し、漆紙文書はそれ自体特有な史料的性格を持つものではなく、通常の紙の文書そのものであり、それが漆づけになって残ったという残存の契機に特異性があるわけである。したがって文書全体は残っていないなくても、正倉院などに現存する文書類から、その全体の様式を復元することができない程度可能である。また漆紙文書には2紙以上が貼り継がれている場合もある。それには文書作成時あるいは整理・保存時の紙継ぎの結果と、漆容器が1通の文書では覆えないほど大きい時に別紙を貼った場合とがある。こうした状況を調査することは、官衙等における文書の整理・保管の仕方、あるいは反故紙のありようを復元する手がかりになる。

漆紙文書の判読法 なお漆紙文書の文字面は漆に覆われており、かつ折り畳まれ、さらには文字面が内側になっていることもあるので、肉眼で文字を読むことは困難である。そこで漆膜や紙を削ったり、赤外線写真や赤外線テレビを用いて読むことになる。また全体を見るには、注意深く折り目で切り離し、展開するという作業を要するが、削り作業とともに遺物を破壊することにも通じかねないので、実施する際には細心の注意を払わなければならない。

（館野和己）

[参考文献] 平川南『漆紙文書の研究』吉川弘文館、1989年。



(漆容器は復元品)

写真1 漆工に関する品々と漆紙容器のふた紙



①

③

④



②

- ①; 計帳 (多賀城跡出土第96号文書)
 ②; 檢田関係帳簿 (鹿の子C遺跡出土第27号文書)
 ふた紙のための継ぎ目と半折にした廃棄状態
 ③; 計帳様文書 (裏焼き)
 (平城京左京三条一坊十六坪出土)
 ④; 具注曆 (山形県大浦B遺跡出土)
 ⑤; 計帳 (鹿の子C遺跡出土第95号文書)



⑤

写真2　さまざまな漆紙文書

I - 6 紙・筆・墨・硯

文書行政を物語る遺物 文房四宝の紙・筆・墨・硯は、文書行政を行なう役人の必需品であり、実際の執務の場ではこの他、貴重な紙の代用品である木簡、それに記した誤字を削り取るのに使用する刀子、刀子を砥ぐ砥石、水滴、机、椅子などが備わっていたであろう。

紙 有機物の紙は考古遺物として残ることは稀であるが、漆容器の蓋として使われた紙に漆が浸透し、形を保って発見されることもある。その蓋紙として文字が記された古紙が使われた場合には、文字も遺存する。これを漆紙文書と呼ぶ。漆箔が出土した際には、肉眼では見えないので赤外線テレビを使って漆紙文書でないか確認する必要がある。

紙と墨の製法は、文書行政が始まる以前に大陸の仏教文化の導入に伴って伝わり、『日本書紀』推古18(610)年3月条には、高句麗の僧曇徵がそれを伝えたと記す。文献史料には記載はないが、同時に硯・筆も伝わったとみてよい。

筆 筆の出土例も極めて稀で、当然の事ながら穗先は遺存せず、筆管のみが残る。筆管の材質には、竹・木・ガラスが知られるが、竹が一般的である(図1-1)。

竹製筆管の出土例としては、平城京右京五条四坊三坪発見の胞衣壺に和同開珎、墨と共に納められたものが知られている。篠竹製で全長14.9cm、直径1.2cm。上端近くに節を持ち、穗先を収めるため下端内縁に挿りを加える。正倉院には、これと良く似た篠竹製の筆管で穗先が残るものが伝来する。雀頭筆あるいは巻筆と呼ばれている形式で、芯に命毛を立ててその周囲に紙を巻き、順次毛を植付けて穗先を作っている。この筆には篠竹の管を縦に4か所割り裂き上部に留め金風に桜の皮を巻いたキャップ(帽)が伴う。

なお、正倉院にはこの例も含め19本が伝世していて、篠竹製の他に斑竹(唐竹)製の筆もある。また両端に黄金装や白銀装の金具を巻き、筆頭に象牙装飾を嵌め込んだ優品や大仏開眼会に用いられた管長56.6cm、直径4.2cmの大筆も知られる。

木製筆管は、平城京左京三条二坊の溝状土坑SD5100から出土したものが唯一の例である(図1-2)。上端を欠損するが、現存長15.1cm、直径1.4cmの丸棒で、下端近くがやや太く下端面に穗先を嵌める孔を穿つ。

ガラス製筆管は、7世紀前半頃の築造と考えられている奈良県斑鳩町竜田御坊山3号墳から出土している。鉛ガラス製で淡緑色を呈し、復原全長13.2cm、最大径1.45cm、最小径1.10cm、内径0.9cm、重量1.30g。

この古墳からは、隋末～初唐の二彩滴足円面硯が出土していて、この筆も中国から輸入された可能性がある。い

ずれにしても今のところ、最古の筆管である。

墨 松煙や油煙に膠と香料をまぜて練り上げ、範に入れて成形する墨も地中に遺存することは稀であり、数少ない出土例は、いずれも蓋を被った胞衣壺の中で保護されていたものである。前述の平城京右京五条四坊三坪の胞衣壺に納められていた墨は、完形の未使用品であり、両端を載頭し片面を窪ませた舟形で、全長10.9cm、最大幅2.7cm、側縁幅1.4cm、凹面厚0.8cm、重量13.1gを測る(図2-3)。他の2例もこれと同形であるが、半分以上磨り減っている。正倉院には16挺の墨が伝来するが、内2挺は丸型棒状のもので、残りはすべて舟形である。舟形墨はいずれも出土品より大きく、最も小さいものでも長さは17cmもあり、20～25cmのものが多い。この中には、表には「華烟飛龍鳳皇極貞家墨」の陽刻銘、裏には「開元四年丙辰秋作□□□」の朱書きのある唐墨や、「新羅楊家上 墨」、「新羅武家上 墨」と陽刻された新羅墨がある。

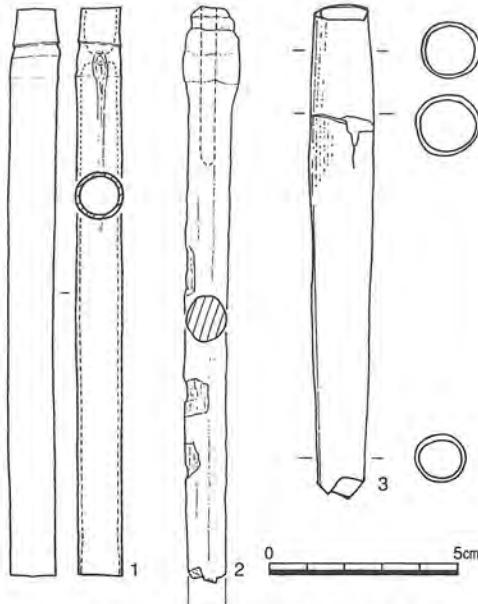
紙・筆・墨の供給と管理 令や『延喜式』では宮廷官衙における紙・筆・墨の生産と支給は、中務省被管の図書寮が担当することになっていた。令の規定では、官営工房には造紙手四人、造筆手十人、造墨手四人、使部二十人、直丁二人が配属されている。また、『延喜式』の規定では、紙は中男作物として、筆は年料別貢雜物として、諸国が貢納することになっている。また、筆の材料の兎毛・鹿毛は大宰府が、斑竹は遠江国が貢納する。墨の貢納国は少なく、播磨・丹波二国と大宰府が納めるようになっている。

弘仁13年の官符には、国衙にそれぞれ造筆丁二人、造墨丁一人がいたことがみえ、筆・墨は国衙工房でも生産され、需要に応じていたことが知られる(『類聚三代格』卷6)。

硯 硯専用に作られたものと有蓋杯の底部・蓋内面、弯曲する甕腹内面を硯面として利用する硯があり、一般的には、前者を硯、後者を転用硯(杯蓋硯・甕腹硯)と呼ぶ。官衙では後者が圧倒的に多くを占め、その存在と量が官衙か否かの判定基準になる。

硯の系譜 後述の特殊硯等、大陸でまだ確認されていない硯もあるが、日本の陶硯の多くは、朝鮮、中国にその祖形が見出される。蹄脚硯など中国から直接伝わったものもあるが、中国から朝鮮に伝わり、朝鮮化したものが日本に伝わったとみるのが自然であろう。特に7世紀代には、朝鮮、とりわけ百濟の影響が強い。

硯の材質と変遷 硯の材質には焼き物(須恵器・黒色土器・灰釉陶器・綠釉陶器・白瓷系陶器)で作ったものと石・瓦を加工したものが知られる。古代には専ら焼き物で作られ、中でも須恵器が最も多い。黒色土器の硯は、9世紀前半に須恵器生産の衰退に伴って出現し、ほとんどすべてが風字硯である。瓦硯は、大宰府に特有なもので、8世紀初めに



1; 平城京右京五条四坊三坪出土（竹製）
2; 同左京三条二坊 S D5100出土（木製）
3; 竜田御坊山古墳 3号墳出土（ガラス製）

図1 筆管

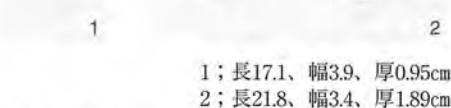
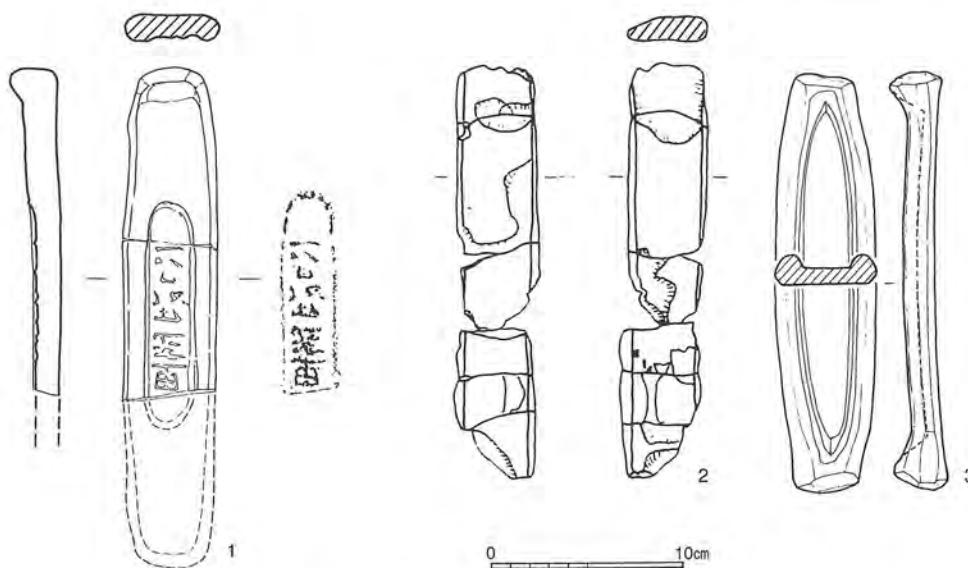


写真1 正倉院宝物 中倉伝来墨挺



1; 福岡県徳永川ノ上遺跡 2; 岩手県上平沢新田遺跡 3; 平城京右京五条四坊三坪

図2 出土墨挺資料

表1 墨挺出土遺跡一覧

注；出典は卷末出典一覧参照

遺跡名	所 在	出土構造	年代	出典
平城京左京三条一坊十四坪	奈良市三条大路二丁目542-1他	胞衣壺	8C前半	1
平城京三条二坊十六坪	奈良市二条大路南一丁目1-1	胞衣壺	8C後半	2
平城京右京五条四坊三坪	奈良市平松町312他、五条町812他	胞衣壺	8C後半	3
平城京右京八条一坊十四坪	大和郡山市九条町	胞衣壺	8C後半	4
奈良山	奈良市奈良坂町	胞衣壺	8C後半	5
平安京右京三条三坊十坪	京都市西の京徳大寺	墓葬	10C前半	6
上平沢新田遺跡	岩手県紫波郡紫波町112他	竪穴住居跡	9C後半	7
明寺山廃寺	福井県丹生郡清水町大森字明寺山	建物廃棄に伴う祭祀跡	9C後半	8
諏訪遺跡	鳥取県米子市西山ノ後地区	胞衣壺	8C前半	9
徳永川ノ上遺跡	福岡県京都郡豊津町大字徳永	胞衣壺	8C後半	10

は出現していて、中世にも存在する。石硯の使用は、10世紀頃と考えられ、以後焼き物にとって代わる。

舶載硯 数は少ないが、初唐時期の二彩滴足円面硯（斑鳩町竜田御坊山3号墳）、朝鮮の陶質土器の獸脚硯（飛鳥石神遺跡）等の舶載硯も知られている。

硯の型式分類 砚は早くから注目され、主として形態分類と変遷に関する研究がなされてきた。近年の発掘調査の増加に比例して実に様々な硯が知られるようになり、包括的な型式分類の必要性が要請されている昨今である。ここでは、先学の研究成果を踏まえ、新たな型式分類研究を目指した樋崎彰一と中山敏史両氏の研究成果を紹介する。樋崎氏の場合には、機能面を重視した分類で硯面のあり方を基準に、以下のように分類する⁽¹⁾。

第一種 水平硯（硯面が水平なもの）

第一類 円面硯（平面形が円形なもの）

第一型式 透脚硯（脚部に透かしを有するもの）

第二型式 低脚硯（脚台高が低いもの）

第三型式 無脚硯（硯足を持たないもの）

第四型式 蹄脚硯（硯台が蹄脚状のもの）

第五型式 獣脚硯（硯台に獣脚がつくもの）

第二類 形象硯（動物などの形象を写したもの）

第二種 傾斜硯（硯面が傾斜し陸海の区別が無いもの）

第一類 風字硯（平面形が風冠を呈するもの）

第一型式 定型硯（典型的な風字硯）

第二型式 変形硯（硯頭が尖ったもの）

第三型式 二面硯（硯面に縦の突帯を設け二分するもの）

第四型式 猿面硯（甕腹硯）

第二類 宝珠硯（平面形が宝珠形のもの）

第三類 円形硯（平面形が円形なもの）

第四類 特殊硯（硯面に突帯で方形の区画を設けるもの）

第五類 長方硯（平面形が石硯に似た長方形を呈するもの）

第三種 転用硯（代用硯）

一方、中山氏の分類は平面形態に基づき、以下のように細分する⁽²⁾。

A類 円面硯（圈足硯・二面圈足硯・低圈足硯・無脚硯・蹄脚硯・獣脚硯・杯皿形硯・提瓶形硯）

B類 円形硯（二面单脚円面硯・双脚円形硯・三脚円形硯・四脚円形硯・低圈足円形硯）

C類 桁円硯（無脚楕円硯・双脚楕円硯・四脚楕円硯）

D類 風字硯（平頭風字硯・二面平頭風字硯・三面平頭風字硯・花頭硯・円頭風字硯・二面円頭風字硯・舟形風字硯）

E類 形象硯（鳥形硯・亀形硯・獣形硯・宝珠硯・八花硯）

F類 方形硯（長方硯・双脚方形硯・四脚方形硯）

G類 その他（猿面硯・兔団硯）

H類 転用硯

硯の初源 現在知られる最古の硯は、大阪府堺市高藏TK43号窯出土品（低脚円面硯・圈足円面硯）であり、この窯の年代は、飛鳥寺造営前にあたる6世紀後半代と考えられている。しかし、次のような問題点が指摘されている。出土蹄脚円面硯は、中国のそれを模倣したものであり、中国では、年代の分かる最古の例は、唐貞觀17(643)年に埋葬された長樂太子墓出土品であり、隋代に遡ることはない。また、日本でこの型式の硯が流行するのは、7世紀末から8世紀前半代であり、この例以外には、7世紀末以前の例は知られていない。窯の年代観に誤りがあるのか、硯そのものが混入品でないかといった問題を孕んだ資料であり、今後の調査研究によって解決しなければならない課題となっている。これを除くと、確実な例は、TK43号窯に後続する時期に当たる京都府宇治市隼上り窯（2・3号窯）出土品である。一般的な圈足円面硯と特殊硯（無脚円面硯・眼象脚円面硯・中空円面硯・把手付中空円面硯・高杯形円面硯）があり、杉本宏氏は、これらの硯の年代を7世紀初頭から中頃の時期としている。そして、各種の硯は既に定型化したものであるという認識に立ち、また各地でも同時期の硯が確認されることから、硯は更に古く遡る可能性を説く⁽³⁾。

硯型式の変遷 大局的に見れば、水平硯から傾斜硯、円面硯から風字硯・長方硯への変化を遂げる。杯皿硯（中空円面硯・把手付中空硯・高杯形円面硯）などの特殊硯、獣脚円面硯は、7世紀前半頃から8世紀初め、動物形象硯は8世紀代に限られる。問題の蹄脚硯は、7世紀末（天武朝）に始まり、8世紀代に見られるが、製作法が途中で変わる。8世紀初めの蹄脚硯は、硯部・脚部・脚台部を別々に作り合体させる方法で作られるが、その後、硯部と脚部とを連続的に成形し、基部下端外側に粘土を厚く巻いて基底を成形する。次に脚台部に籠で逆三角形の透かしを開け、三角柱状の脚柱を作り出し、それに型抜きで作った柱頭と脚節を貼り付けて製作する。後者の型式の硯は、天平12(740)年に年代の一点を置く左京三条二坊の濠状土坑SD5100から出土している。宝珠硯・八花硯・風字硯は、平城京時代末期～長岡京期に始まる。

（巽 淳一郎）

[注] (1) 樋崎彰一「日本古代の陶硯－とくに分類について」『考古学論考 小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1981年。(2) 山中敏史『埋蔵文化財ニュース41号 陶硯関係文献目録』奈文研、1983年。(3) 杉本宏「飛鳥時代初期の陶硯－宇治隼上り瓦窯出土陶硯を中心として－」『考古学雑誌』73-2、1987年。

[参考文献] 内藤政恒「本邦古硯雑考」「考古学」10-6、1939年。同『本邦古硯考』養徳社、1944年。今里幾次「播磨辻井廃寺址の古陶硯」「史迹と美術」18-6、1948年。内藤政恒「調度硯」「新版考古学講座」7、雄山閣、1970年。石井則孝『考古学ライブラリー42 陶硯』、ニュー・サイエンス社、1985年。

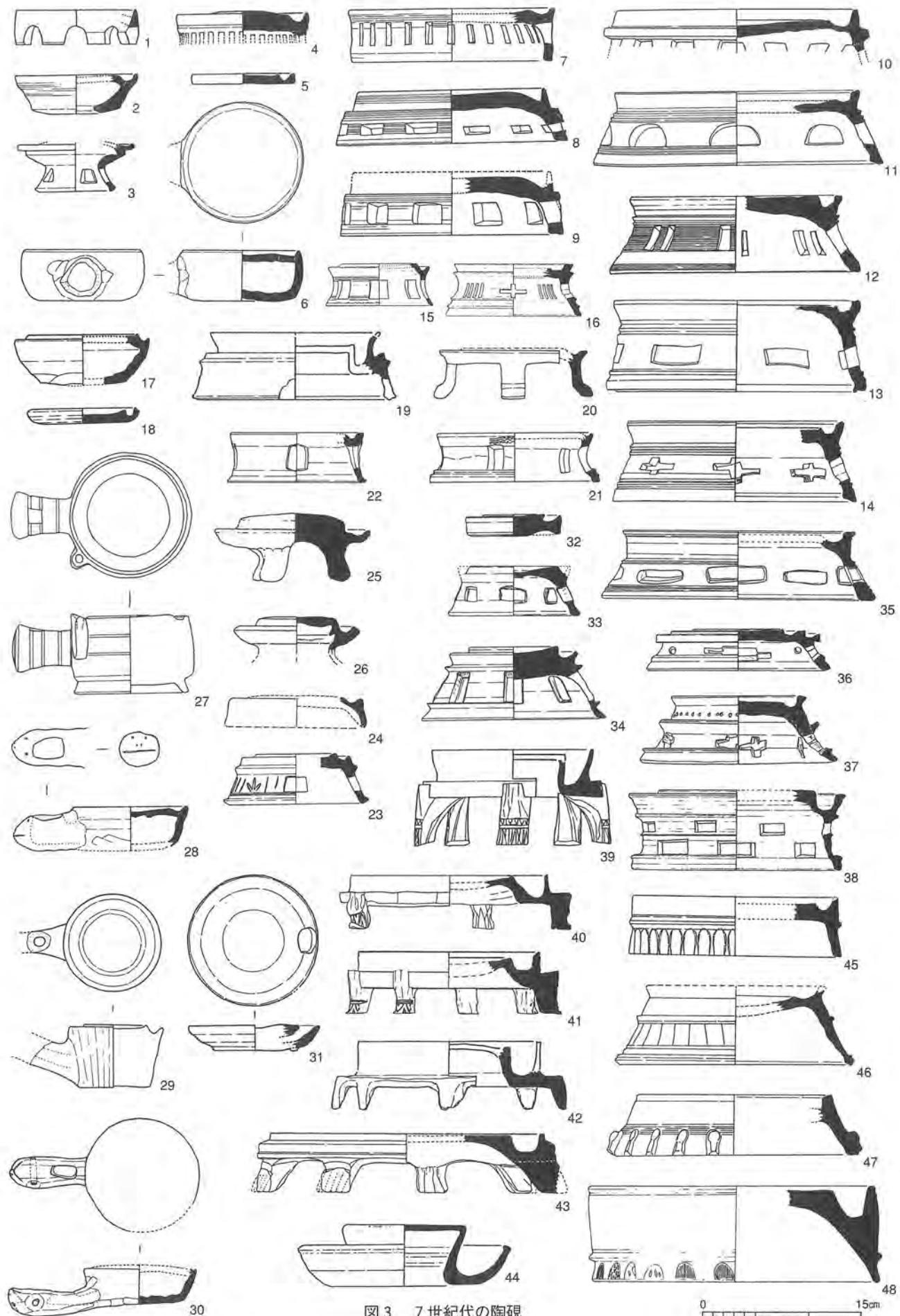


図3 7世紀代の陶硯

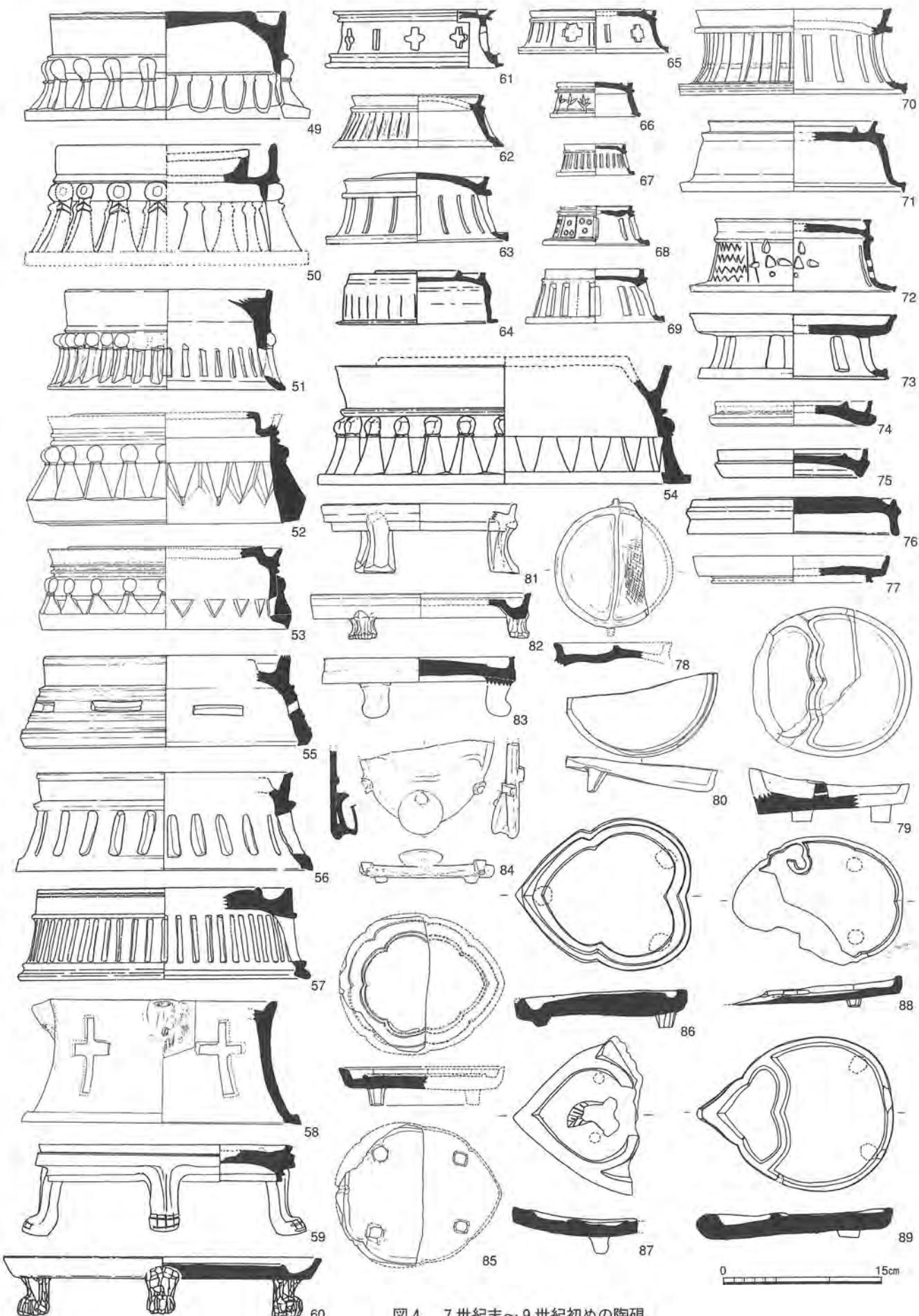


図4 7世紀末～9世紀初めの陶覗



97~101; 石硯, 112~113; 瓦硯

図5 形象硯・風字硯・猿面硯・瓦硯ほか

I - 7 文字瓦

文字瓦の種類 文字瓦はヘラ書、押印（刻印）、叩き板、墨書きなどで文字を記名した瓦である。軒瓦の瓦当面に文字を持つものもある。内容は役所名・寺名・人名・地名などである。文字瓦の特徴は、木簡・漆紙文書などと異なり、記載内容が断片的であること、意味が不明な記号的なものが多いことであり、さまざまな解釈が出されることが多い。

地方官衙の文字瓦 平城宮・平安宮ばかりでなく、地方官衙では三重県長者屋敷遺跡（伊勢国府跡）で押印文字瓦、東京都武藏国府跡から郡名文字瓦・郡名文字博（図1）、栃木県下野国府跡で郡名文字瓦、宮城県多賀城跡から造瓦を負担したとみられる関東諸国名や郡郷名、工人名が記された文字瓦が出土している。また郡衙関連遺跡においても、栃木県上神主・茂原官衙遺跡（下野国河内郡衙正倉）で郡内の戸主層とみられる人名がヘラ書された文字瓦が多量に出土しており（図2）、郡名文字瓦・人名文字瓦が出土するからといって寺院とはならない場合もあるので、注意が必要である。なお大阪府大野寺（土塔）（図3）・京都府山崎院・広島県宮の前廃寺からは、姓を持つ有力者・僧尼や女性を含めた人名をヘラ書した文字瓦が出土し知識物の表示とみられており、官衙・官寺出土の郡名・人名文字瓦と一線を画している。この違いをどのように評価するかが今後の課題となっている。

文字瓦の分析法 遺跡から出土する文字瓦を検討する上でもっとも重要な点は、瓦に記名された文字だけを検討するのではなく、瓦と出土遺構との関わりや、出土状況をきちんと把握することであり、あくまでも考古資料として文字瓦を扱うことである。まず同じ建物に葺かれた軒瓦・平瓦・丸瓦との組合せを検討・復元し、文字瓦が創建期のものか、補修期かなど、製作時期を限定すべきである。特に消費地である遺跡から出土する場合、さまざまな瓦工房の製品が混在して出土する場合がみられることから、同じ瓦工房で同一時期に記名された一括資料としての文字瓦を認定する作業が求められる。具体的には、文字瓦自体の特徴（胎土・焼成・色調・凸面整形・凹面仕上げなど）から同一型式の文字瓦群を抽出することになる。また文字瓦だけを検討するのではなく、同時に出土している文字がない軒瓦・平瓦・丸瓦も含めて、生産と供給関係などを検討する必要がある。

記名された文字については、文字の内容はもちろんのこと、瓦との対応関係を検討する必要がある。記名位置・記名方向などの他、ヘラ書きであれば工具の特徴と、瓦が持つ製作技法、製作のどの段階で記名されたかなどを総合的

に検討し、製作者と記名者との関係を明らかにし、文字瓦の年代・数量・記名率を検討すべきである。以上のような作業を踏まえた上で、遺跡と文字瓦がどのような関係にあるのか、文字を記名する意味、生産体制が官衙とどのように関わるかなどを解明することになる。

文字瓦の分析例 文字瓦の分析例としては、多賀城第Ⅱ期の刻印文字瓦で刻印場所に一定の傾向があること（図5）、繩叩き目の様相との対応関係から、刻印と工人の関係を指摘し、刻印文字が瓦工人の人名の省略であることを明らかにしている⁽¹⁾。恭仁宮出土の文字瓦では（図4）、刻印と製品の対応関係、刻印の押捺方向や押捺位置の分析などから、西山瓦屋において平瓦や丸瓦に工人名を刻印させて労務管理を行い出来高制支払を行ったこと、瓦工人が40人前後いて常勤工（司工）1人と臨時工（雇工）3人が単位となって瓦を作っていたこと、平瓦を製作する瓦工人と丸瓦を製作する瓦工人とに分業化していたことなどを解説している⁽²⁾。下野国分寺跡出土の郡名文字瓦では、叩き板の痕跡（型押文）と郡名文字の押捺位置などの対応関係から、特定の瓦工人が特定の郡名文字瓦を製作していること、各郡から瓦工人を編成した国衙工房で郡名文字瓦を製作したことなどを指摘している⁽³⁾。

（大橋泰夫）

〔注〕（1）高野芳宏・熊谷公男「多賀城第Ⅱ期の文字瓦」『研究紀要V』多賀城研、1978年。（2）上原真人「天平十二・三年の瓦工房」『研究論集VII』奈文研、1984年。（3）大橋泰夫「栃木県埋蔵文化財調査報告書第169集 下野国分寺跡Ⅲ 瓦・図版編」栃木県教委・（財）栃木県文化振興事業団、1996年。同『同瓦・本文編』同、1997年。

〔参考文献〕森郁夫「奈良時代の文字瓦」『日本史研究』136、1973年。

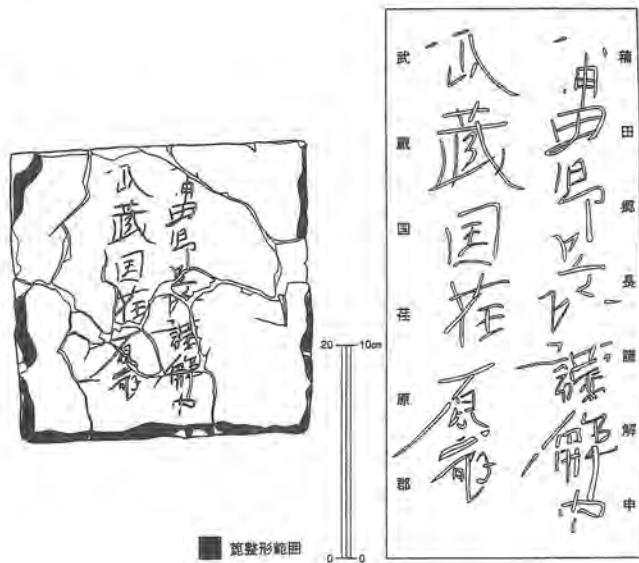


図1 武藏国府用文字博（東京都瓦谷戸窯跡出土）

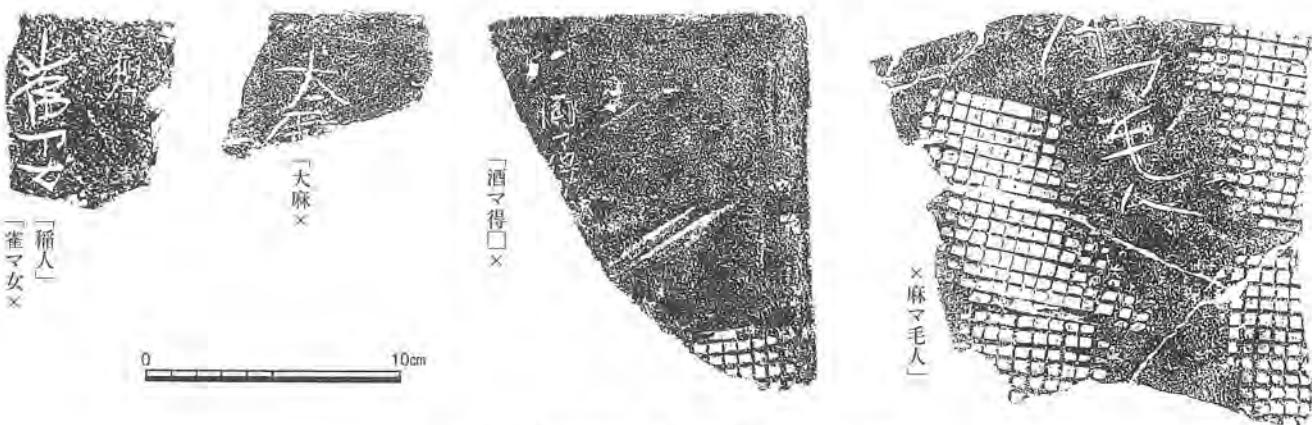


図2 栃木県上神主・茂原官衙遺跡出土文字瓦

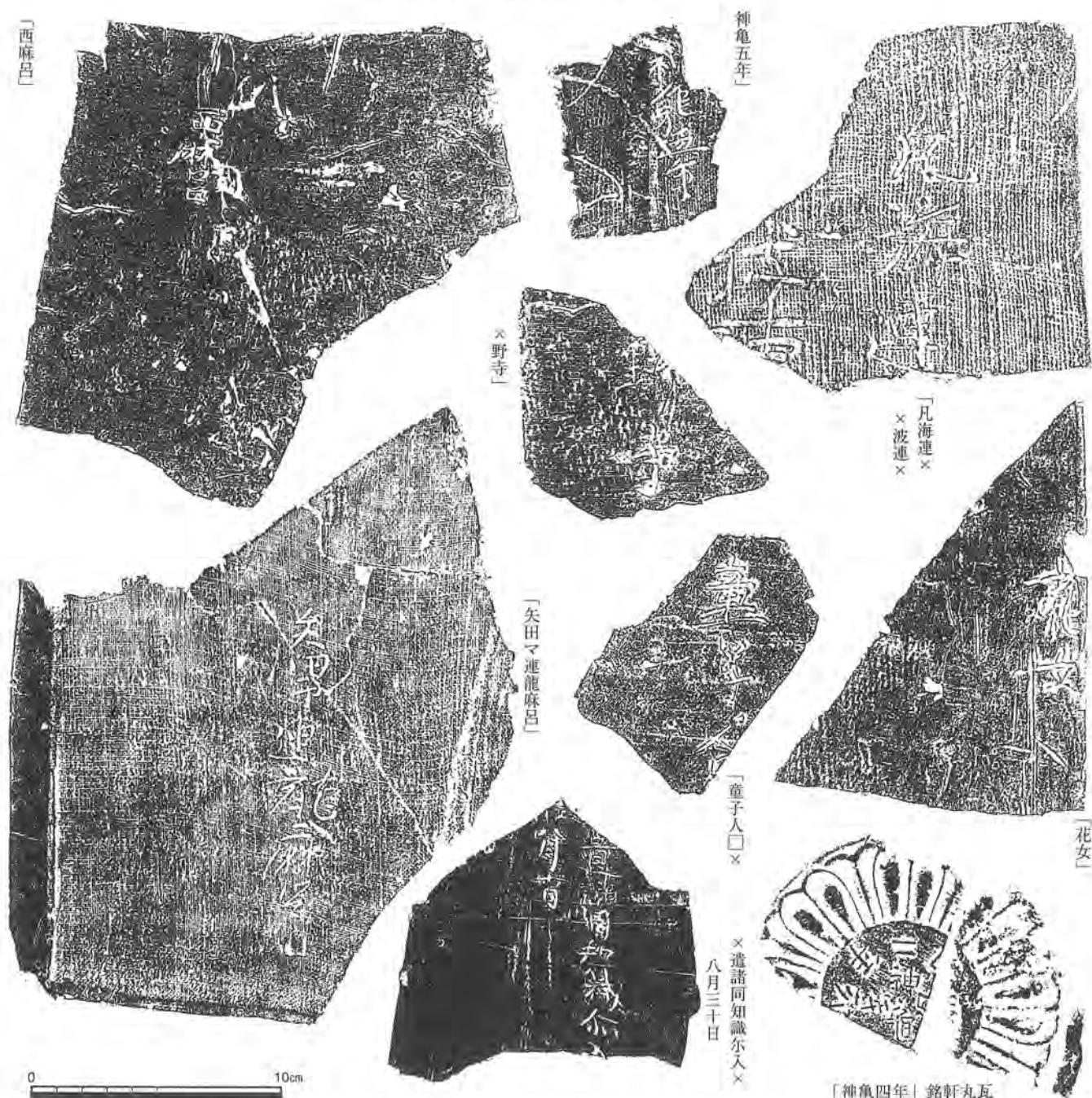
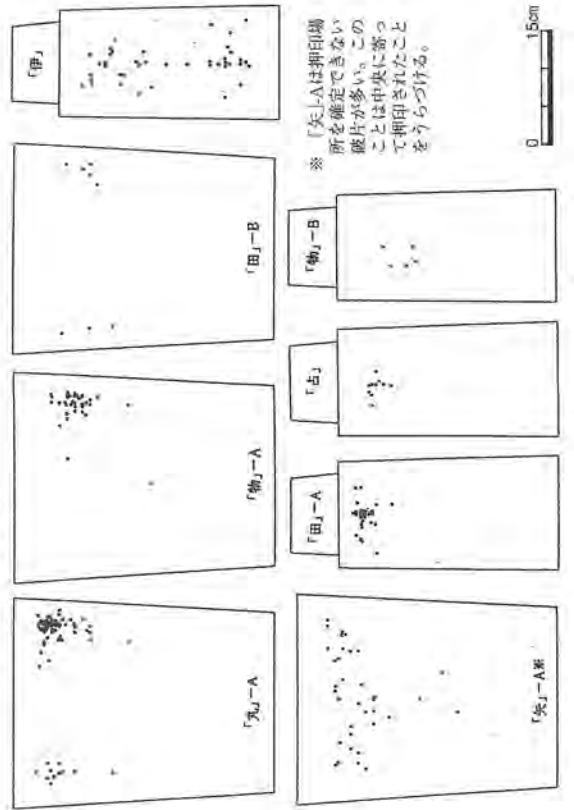


図3 大阪府大野寺跡出土文字瓦

施式番号	K J O 1 A	K J O 1 B	K J O 1 C	K J O 2	K J O 3 A
拓影	(縮尺約10分の4)				
出土法面	3.3	2.0		1	4
点平均面	2.1	1.4		0	4.
計	2	2		0	2
計	56	36		1	3
押捺位置	1	2		1	3
(平瓦)	3	4		9	11

图4 恭仁宫式文字瓦



矢-Aは押印場所を確定できない。この箇所が多いため、中央に寄つて押印されたことをうづける。

押印場所の模式分布図 (○は刻印の中心)

20cm

圖 5 多賀城第Ⅱ期刻印瓦